

軽貨物運送事業を新たに始めるには
(大阪府内に営業所をおく場合)

大阪運輸支局輸送部門での手続き

必要書類

- ①貨物軽自動車運送事業経営届出書 様式1
- ②運賃料金設定届出書
- ③運賃料金表
(見本を参考にご自身で作成ください)
- ④事業用自動車等連絡書 1両につき1枚
- ⑤使用しようとする自動車の
自動車検査証記録事項 (もしくは車検証原本)
※新車の場合は完成検査証の写し

正本・控え
の2部提出
(控えはコピーで可)

軽二輪の場合は車検証に替
えて軽自動車届出済証

事業用自動車等連絡書の発行

大阪運輸支局
輸送部門

Tel 072-822-6733

軽四輪

軽自動車検査協会
での手続き

連絡書の発行を受けた後は、
使用の本拠地(営業所)を管轄する
軽自動車検査協会での手続きにな
ります。
必要な書類等は、下記まで問い合
わせください。
その際連絡書が必要となります。

軽自動車検査協会

高槻支所 (大阪ナンバー)
050-3816-1841

大阪主管事務所 (なにわナンバー)
050-3816-1840

和泉支所 (和泉・堺ナンバー)
050-3816-1842

軽二輪 小型二輪

登録部門
での手続き

連絡書の発行を受けた後は、
使用の本拠地(営業所)を管轄する
登録部門での手続きになります。
必要な書類等は、下記まで問い合
わせください。
その際連絡書が必要となります。

登録部門

大阪運輸支局登録部門 (大阪ナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2058

なにわ自動車検査登録事務所 (なにわナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2059

和泉自動車検査登録事務所 (和泉・堺ナンバー)
ヘルプデスク 050-5540-2060

令和7年4月から貨物軽自動車安全管理者の選任及び
保安部門への届出が必要です。(※二輪除く)

保安部門
での手続き

必要書類

- ①貨物軽自動車安全管理者選任届
- ②貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書等の写し

大阪運輸支局
検査整備保安部門
Tel 072-822-4374

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を經營したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)				開始予定日		令和 年 月 日		
ふりがな								
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)		(通称名:)						
代表者氏名								
住所 (主たる事務所の位置)								
電話番号								
事業計画の内容(住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)								
営業所の名称及び位置								
営業所名		位置						
		□住所に同じ						
事業用自動車の種別ごとの数								
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力								
位置						営業所からの距離	収容能力	
□住所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力								
位置						収容能力		
□住所に同じ						m ²		
運送約款(該当する□欄にチェックを入れる)								
☐ 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)								
☐ 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)								
☐ その他運送約款								

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿	
宣 誓 書	
☐ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
☐ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
☐ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
令和 年 月 日	
住所	
氏 名	
(名称)	

様式1

届出日 令和7年4月1日

運輸局大阪運輸支局長 殿

提出する日

様式1
記載例

貨物軽自動車運送事業経営届出書

貨物軽自動車運送事業を經營したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条により、関係書類を添えて届出いたします。

事業を始める日

名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	令和 7 年 4 月 1 日	
代表者氏名	きんき たろう	屋号があれば記入		
名称 (主たる事務所の名称)	近畿 太郎	(通称名: 近畿運送)		
代表者氏名	(法人の場合は代表者を記入)			
住所 (主たる事務所の位置)	大阪府寝屋川市高宮栄町〇〇-〇			
電話番号	072-〇〇〇-〇〇〇〇			
事業計画の内容(住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)				
営業所の名称及び位置				
営業所名	位			
本店	大阪府寝屋川市〇〇町4-5-6			
上記の住所と同じ場合は☑をする。 □住所に同じ				
事業用自動車の種別ごとの数				
	車両数	乗車	該当する種別のところに記入	乗車定員
軽(普通)	1両	2名	軽(霊柩)	両
自動車車庫の位置及び収容能力				
位		2km以内		所からの距離
上記の住所と同じ場合は☑をする。		☑住所に同じ		0m
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力		8㎡以上/1両		
位		上記の住所と同じ場合は☑をする。		☑住所に同じ
12㎡				
運送約款(該当する□欄にチェックを入れる)				
☑ 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)				
☑ 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)				
☐ その他 貨物運送は一番上、引越事業は2段目				

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
本店	近畿 太郎
責任者の方の名前	

運輸局 支局長 殿

内容を確認し3つとも☑を入れる

宣誓書

- ☑ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- ☑ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- ☑ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 7 年 4 月 1 日

提出する日

住所 大阪府寝屋川市高宮栄町〇〇-〇

氏名
(名称) 近畿 太郎

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合に、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を設置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊柩及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊柩)とは、軽自動車で霊柩自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

年 月 日

大阪運輸支局長 殿

住所
事業者名
代表者名
電話番号

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

氏名又は名称
住所
代表者名（役職名及び氏名）

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類：別添のとおり
運賃及び料金：別添のとおり
適用方法：別添のとおり

5. 実施年月日

令和 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

提出する日

7 年 4 月 1 日

大阪運輸支局長 殿

住所 寝屋川市高宮栄町〇〇一〇
事業者名 近畿 太郎
代表者名
電話番号 072-〇〇〇-〇〇〇〇

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

氏名又は名称 近畿 太郎
住所 寝屋川市高宮栄町〇〇一〇
代表者名(役職名及び氏名) (法人の場合は役職・代表者名)

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類: 別添のとおり
運賃及び料金: 別添のとおり
適用方法: 別添のとおり

5. 実施年月日

事業を始める日

令和7年4月1日より実施

6. 変更を必要とした理由

#

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー・（ ）〕		
使用者の名称 （事業者名）		所属営業所名	
使用者の住所 （事業者の住所）		使用の本拠の位置 （営業所の位置）	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）
	※登録完了印・登録官印		
	〔型式〕新車の場合（諸元表の写しを提示）		
	〔車体番号〕中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示）		
	① 自動車の年式 H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	① 自動車の年式 S・H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. <u>新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。</u> 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL — —		

事業用自動車等連絡書

記載例：新規届出の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定 軽 ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー（ ）〕		
使用者の名称 （事業者名）	近畿 太郎	所属営業所名	本社
使用者の住所 （事業者の住所）	大阪府寝屋川市高宮栄町〇〇ー〇	使用の本拠の位置 （営業所の位置）	大阪府寝屋川市〇〇町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）
	この欄には何も記入しないでください		
	〔型式〕新車の場合（諸元表の写しを提示）		
	〔車台番号〕中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示） S123V-456789		
	①自動車の年式・・・ H ・ R 27 年式	①自動車の年式・・・ S ・ H ・ R 年式	
	②旅客自動車・・・乗車定員 人	②旅客自動車・・・乗車定員 人	
	自動車長さ cm	自動車長さ cm	
	③貨物自動車・・・種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽 ）	③貨物自動車・・・種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽）	
	最大積載量 350 kg	最大積載量 kg	
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印 輸送部門 （企画輸送部門）	※確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門（企画輸送部門）に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証（又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書）の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門（企画輸送部門）の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門（軽自動車にあつては軽自動車検査協会）に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
		発行元連絡先： 大阪運輸支局 輸送部門（企画輸送部門） TEL 072 - 822 - 6733	